

e シール用認証業務の認定に関する実施要項（案）

（目的）

第 1 条 「e シール用認証業務の認定に関する規程を定める件」（令和 6 年総務省告示第●●号。以下単に「告示」という。）に基づく e シール用認証業務（以下「認証業務」という。）の認定等に関しては、本実施要項の定めるところによるものとする。

（定義）

第 2 条 本実施要項における用語の定義は次の各号のとおりとする。

- 一 電磁的記録 電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるもの
- 二 e シール用認証業務用設備 申請に係る業務の用に供する設備のうち e シール用電子証明書の作成又は管理に用いる電子計算機その他の設備
- 三 e シール用電子証明書 利用者が e シールを付与した又は関連付けたものであることを確認するために用いられる事項が当該利用者に係るものであることを証明するために作成する電磁的記録
- 四 発行者署名符号 認定 e シール用認証業務（以下「認定業務」という。）を行うために発行者が用いる符号
- 五 利用者 自らが行う e シールの付与又は関連付けについて認証業務を利用する者（法人等をいう。以下同じ。）
- 六 利用申込者 利用者を代表して認証業務の利用の申込みをする者
- 七 利用者 e シール符号 利用者が e シールの付与を行うために用いる符号
- 八 e シール用認証事業者 e シール用認証業務を行う事業者（以下「認証事業者」という。）
- 九 利用者識別符号 認証事業者において、一回に限り利用者の識別に用いる符号であって、容易に推測されないように作成されたもの
- 十 利用者 e シール検証符号 利用者が e シールを付与した又は関連付けたものであることを確認するために用いられる事項
- 十一 組織識別子 プレフィクス（接頭辞）と公的機関又は民間事業者が発行する番号体系を組み合わせることで表現される利用者の識別子
- 十二 共通証明書ポリシーOID 異なる認定業務間で電子証明書の用途が同一であることを確認できるようにするため、電子証明書に記録する用途を示すオブジェクト識別子
- 十三 e シール検証者 利用者から e シールが付与された又は論理的に関連付けられた情報の送信を受け、当該利用者が当該 e シールを付与した又は関連付けたものである

ことを確認する者

十四 発行者署名検証符号 e シール検証者が e シール用電子証明書の発行者を確認するために用いる符号

十五 申請者 認定を受けようとする者

十六 CP (Certificate Policy) 証明書ポリシー

十七 CPS (Certification Practice Statement) 認証業務規程 (告示第 6 条に規定された規程)

十八 事務取扱要領 認証業務規程に基づき認証業務の実施手順の全てを記述した規程等 (帳票やチェックシートの様式を含む。)

(電磁的記録による作成等)

第 3 条 本実施要項で規定する文書及び書類については、紙での作成、保存又は保管に代えて当該文書及び書類に係る電磁的記録の作成、保存又は保管を行うことができる。

2 本実施要項で規定する文書及び書類であって、電磁的記録の作成、保存又は保管を行ったものについては、電子メール等による提出等を行うことができる。

【e シール用認証業務の認定に関する規程】

(認定)

第 3 条 総務大臣は、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当すると認められる認証業務を、認定認証業務 (以下「認定業務」という。) として認定することができる。

一 e シールのうち、その方式に応じて利用者だけが付与又は関連付けることができるものとして別に定める基準に適合するものについて行われる業務であること。

(e シールの安全性に係る基準)

第 4 条 告示第 3 条第 1 項第 1 号の別に定める基準は、e シールの安全性確保のために用いる、e シールの付与対象となる電子データのハッシュ値 (以下「ハッシュ値」という。) を得るためのハッシュ関数及び e シールの生成に用いる公開鍵暗号 (署名) が「電子政府における調達のために参照すべき暗号のリスト (CRYPTREC 暗号リスト)」(令和 5 年 3 月 30 日デジタル庁・総務省・経済産業省策定) (注) のうち、「電子政府推奨暗号リスト」に記載された暗号技術に該当することとする。ただし、やむを得ない事情がある場合に限る、総務大臣は該当する暗号技術を指定することができるものとする。

(注) CRYPTREC 暗号リストについては、最新更新版を参照することとする。

【e シール用認証業務の認定に関する規程】

(認定)

第 3 条 1 項 (中略)

ニ 認証業務の用に供する設備が別に定める基準に適合するものであること。

(業務の用に供する設備の基準)

第5条 告示第3条第1項第2号の別に定める基準は、次のとおりとする。

- 一 申請に係る業務の用に供する設備のうち e シール用認証業務用設備は、入出場を管理するために認証業務の重要度に応じて必要な措置が講じられている場所に設置されていること。
- 二 e シール用認証業務用設備は、電気通信回線を通じた不正なアクセス等を防止するために必要な措置が講じられていること。
- 三 e シール用認証業務用設備は、正当な権限を有しない者によって作動させられることを防止するための措置が講じられ、かつ、当該 e シール用認証業務用設備の動作を記録する機能を有していること。
- 四 e シール用認証業務用設備のうち e シール用電子証明書の発行者（認証業務の名称により識別されるものである場合においては、その業務を含む。以下同じ。）を確認するための措置であって第4条の基準に適合するものを行うための発行者署名符号を作成し又は管理する電子計算機は、当該発行者署名符号の漏えいを防止するために必要な機能を有する専用の電子計算機であること。
- 五 e シール用認証業務用設備及び第一号の措置を講じるために必要な装置は、停電、地震、火災及び水害その他の災害の被害を容易に受けないように認証業務の重要度に応じて必要な措置が講じられていること。

【e シール用認証業務の認定に関する規程】

(認定)

第3条1項（中略）

三 認証業務における利用者の真偽の確認が別に定める方法により行われるものであること。

(利用者の真偽の確認の方法)

第6条 告示第3条第1項第3号の別に定める方法は、次に掲げる方法とする。

- 一 利用者が実在することを確認するため、次のイからハまでに掲げる方法により確認を行うものとする。
- イ 我が国の法令に規定された証明書の提出を求め確認する方法又はその他同等なものとしてみなすことができる方法。
- ロ 利用申込者が申込時に申告した本店又は主たる事務所の住所とイで提出した証明書に記載された本店又は主たる事務所の住所が同一であることを確認する方法又はその他同等なものとしてみなすことができる方法。

- ハ 利用者が自らの事業を継続的に運営していることを確認する方法。
- 二 利用申込者が申込みを行うための正当な権限を有することを確認する。
- 三 前号の規定において、認証業務の利用の申込み又は申込みの事実の有無を照会する文書の受取りを代理人が行うことを認めた認証業務を実施する場合においては、当該代理人に対し、その権限を証する利用申込者本人の署名及び押印（押印した印鑑に係る印鑑登録証明書が添付されている場合に限る。）がある委任状（利用申込者本人が国外に居住する場合においては、これに準ずるもの）又はその他同等なものとしてみなすことができるものの提出を求め、かつ、我が国の法令に規定された証明書等により、当該代理人の真偽の確認を行うものとする。

【e シール用認証業務の認定に関する規程】

（認定）

第3条1項（中略）

四 前号に掲げるもののほか、認証業務が別に定める基準に適合する方法により行われるものであること。

（その他の業務の方法）

第7条 告示第3条第1項第4号の別に定める基準は、次のとおりとする。

- 一 利用申込者に対し、書類の交付その他の適切な方法により、e シール付与の方法及び認証業務の利用に関する重要な事項について説明を行うこと。
- 二 利用申込者の申込みに係る意思を確認するため、利用申込者に対し、その署名又は押印（押印した印鑑に係る印鑑証明書が添付されている場合に限る。）のある利用の申込書その他の書面の提出又は利用の申込みに係る情報（電子署名及び認証業務に関する法律（平成十二年法律第百二号）に基づく認定を受けた認証業務又はこれに準ずるものに係る電子証明書により確認される電子署名が行われたものに限る。）の送信を求めること。
- 三 利用者 e シール符号を認証事業者が作成する場合においては、当該利用者 e シール符号を安全かつ確実に利用者等に渡すことができる方法により交付し、又は送付し、かつ、当該利用者 e シール符号及びその複製を直ちに消去すること。
- 三の二 利用者 e シール符号を利用者等が作成する場合において、当該利用者 e シール符号に対応する利用者 e シール検証符号を認証事業者が電気通信回線を通じて受信する方法によるときは、あらかじめ、利用者識別符号を安全かつ確実に当該利用者に渡すことができる方法により交付し、又は送付し、かつ、当該利用者の識別に用いるまでの間、当該利用者等以外の者が知り得ないようにすること。
- 四 e シール用電子証明書の有効期間は、五年を超えないものであること。
- 五 e シール用電子証明書には、次の事項が記録されていること。

- イ 当該 e シール用電子証明書の発行者の名称及び発行番号
 - ロ 当該 e シール用電子証明書の発行日及び有効期間の満了日
 - ハ 当該 e シール用電子証明書の利用者の名称
 - ニ 当該 e シール用電子証明書に係る利用者 e シール検証符号及び当該利用者 e シール検証符号に係るアルゴリズムの識別子
 - ホ 当該 e シール用電子証明書の利用者の組織識別子（公的機関が発行する番号体系に基づくもの）
 - ヘ 当該 e シール用電子証明書の証明書ポリシーの識別子
 - ト 当該 e シール用電子証明書の e シール用共通証明書ポリシーOID
 - チ 利用者 e シール符号の利用目的の制限を示す情報
- 六 e シール用電子証明書には、その発行者を確認するための措置であって第 4 条の基準に適合するものが講じられていること。
- 七 認証業務に関し、利用者その他の者が認定業務と他の業務を誤認することを防止するための適切な措置を講じていること。
- 八 e シール検証者が発行者署名検証符号その他必要な情報を容易に入手することができるようにすること。
- 九 e シール用電子証明書の有効期間内において、利用者から e シール用電子証明書の失効の請求があったとき又は e シール用電子証明書に記録された事項に事実と異なるものが発見されたときは、遅滞なく当該 e シール用電子証明書の失効の年月日その他の失効に関する情報を電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他の人の知覚によっては認識することができない方法をいう。以下同じ。）により記録すること。
- 十 e シール用電子証明書の有効期間内において、e シール検証者からの求めに応じ自動的に送信する方法その他の方法により、e シール検証者が前号の失効に関する情報を容易に確認することができるようにすること。
- 十一 第 10 号の規定により e シール用電子証明書の失効に関する情報を記録した場合においては、遅滞なく当該 e シール用電子証明書の利用者にその旨を通知すること。
- 十二 認証事業者の連絡先、業務の提供条件その他の認証業務の実施に関して、告示第 6 条第 1 項に規定する規程を適切に定め、当該規程を電磁的方法により記録し、利用者その他の者からの求めに応じ自動的に送信する方法その他の方法により、利用者その他の者が当該規程を容易に閲覧することができるようにすること。
- 十三 e シール用電子証明書に利用者として記録されている者から、権利又は利益を侵害され、又は侵害されるおそれがあるとの申出があった場合においては、その求めに応じ、遅滞なく当該 e シール用電子証明書に係る利用者に関する第 8 条第 2 項第 1 号ロ及びハに掲げる書類を当該申出を行った者に開示すること。
- 十四 次の事項を明確かつ適切に定め、かつ、当該事項に基づいて業務を適切に実施すること。

イ 業務の手順

ロ 業務に従事する者の責任及び権限並びに指揮命令系統

ハ 業務の一部を他に委託する場合においては、委託を行う業務の範囲及び内容並びに受託者による当該業務の実施の状況を管理する方法その他の当該業務の適切な実施を確保するための方法

ニ 業務の監査に関する事項

ホ 業務に係る技術に関し十分な知識及び経験を有する者の配置

ヘ 認定業務に際して知り得た情報の目的外使用の禁止及び第8条第2項各号に掲げる帳簿書類の記載内容の漏えい、滅失又は毀損の防止のために必要な措置

ト 危機管理に関する事項

十五 e シール用認証業務用設備により行われる認証業務の重要度に応じて、当該 e シール用認証業務用設備が設置された室への立入り及びその操作に関する許諾並びに当該許諾に係る識別符号の管理が適切に行われていること。

十六 複数の者による発行者署名符号の作成及び管理その他当該発行者署名符号の漏えいを防止するために必要な措置が講じられていること。

十七 告示第5条第3項に規定する廃止時等において利用者及び検証者の利益を保護するために六十日前までにその旨を通知又は連絡すること（告示第9条第1項の規定により認定を取り消された場合等、やむを得ない場合はこの限りでない。）及び認定に係る業務を廃止する日までに利用者に対して発行した e シール用電子証明書について失効の手続を行うことが含まれるものとする。

十八 認証業務に関する帳簿書類として第8条の規定に従い、帳簿書類を作成し、これを保存すること。

（帳簿書類の作成及び保存）

第8条 認定事業者は、その認定に係る業務に関する帳簿書類を作成し、これを保存しなければならない。

2 第1項で定める業務に関する帳簿書類は、次のとおりとする。

一 認証業務の利用の申込みに関する帳簿書類で次に掲げるもの

イ 第7条第1号の説明に関する記録

ロ 利用の申込書

ハ 第6条で定める利用者の真偽の確認のために認証事業者に提出された書類及び提示された証明書等の写し

ニ 利用の申込みに対する諾否を決定した者の氏名

ホ 利用の申込みに対する承諾をしなかった場合においては、その理由を記載した書類

ヘ e シール用電子証明書及びその作成に関する記録

- ト 認証事業者が利用者 e シール符号を作成したときは、当該利用者 e シール符号の作成及び廃棄に関する記録並びに利用者等からの受領書
- 二 発行者署名符号に関する帳簿書類で次に掲げるもの
 - イ 発行者署名符号の作成及び管理に関する記録
 - ロ 発行者署名検証符号に係る電子証明書の作成及びリポジトリ等における公開に関する記録
 - ハ 発行者署名検証符号に係る電子証明書に対して改ざん防止措置を講じ、改ざん検知時のアラート通知の受信記録等の当該措置が正常に機能していることの記録
- 三 e シール用電子証明書の失効に関する帳簿書類で次に掲げるもの
 - イ e シール用電子証明書の失効の請求書その他の失効の判断に関する記録
 - ロ e シール用電子証明書の失効を決定した者の氏名
 - ハ e シール用電子証明書の失効の請求に対して拒否をした場合においては、その理由を記載した書類
 - ニ 第 7 条第 9 号の失効に関する情報及びその作成に関する記録
- 四 認証事業者の組織管理に関する帳簿書類で次に掲げるもの
 - イ 第 7 条第 12 号の規程及びその変更に関する記録
 - ロ 第 7 条第 14 号イの事項及びその変更に関する記録
 - ハ 第 7 条第 14 号ロの事項及びその変更に関する記録
 - ニ 認証業務の一部を他に委託する場合においては、委託契約に関する書類
 - ホ 第 7 条第 14 号ニの監査の実施結果に関する記録
- 五 設備及び安全対策措置に関する帳簿書類で次に掲げるもの
 - イ 第 5 条第 1 号の措置に関する記録（映像によるものを除く。）
 - ロ 第 5 条第 2 号の措置に関する記録（不正なアクセス等があったときのものに限る。）
 - ハ 第 5 条第 3 号の認証業務用設備の動作に関する記録
 - ニ 第 7 条第 15 号の許諾に関する記録
 - ホ e シール用認証業務用設備及び第 5 条各号の基準に適合するために必要な設備の維持管理に関する記録
 - ヘ 事故に関する記録
 - ト 帳簿書類の利用及び廃棄に関する記録
- 3 前項第 1 号から第 3 号までに掲げる帳簿書類は、当該帳簿書類に係る e シール用電子証明書の有効期間の満了日から 10 年間保存しなければならない。
- 4 第 2 項第 4 号に掲げる帳簿書類は、作成した日から認定の更新の日まで保存しなければならない。
- 5 第 2 項各号に掲げる帳簿書類（利用者又はその代理人の署名又は押印がない書類に限る。）は、電磁的方法による記録に係る記録媒体により保存することができる。
- 6 第 2 項各号に掲げる帳簿書類（前項に規定する書類を除く。）は、その原本を保存しな

なければならない。

【e シール用認証業務の認定に関する規程】

(認定)

第3条1項(中略)

五 認証業務を継続的に安定して遂行するに足る経理的基礎及び技術的能力その他の能力を有すること。

(経理的基礎)

第9条 経理的基礎について、財政の状況(過事業年度に係るものを含む財産目録、貸借対照表、損益計算書、事業計画書等)は次の各号に掲げる要件を満たすこととする。

- 一 継続的な債務超過がないなど、認定業務の継続的かつ安定した遂行が担保できると。
- 二 賠償責任保険に加入しているなど、損害賠償請求をされた場合に対応できる能力があること。

2 前項第1号に係る情報については、認定事業者において公表することとする。

(技術的能力)

第10条 技術的能力については、e シール用認証業務に従事するために必要な技術に関する専門性の優れた要員を配置し、認定業務を継続的に安定して遂行するための教育訓練を行い、それを記録することとする。

【e シール用認証業務の認定に関する規程】

(認定)

第3条(中略)

2 前項の規定による認定(以下単に「認定」という。)は、認定を受けようとする者の、認定及び次項の調査等の申請により行う。なお、申請時には第6条に規定する規程を総務大臣に提出しなければならない。

3 総務大臣は、認定のための審査に当たっては、申請に係る業務の実施に係る体制について実地の調査等を行うものとする。ただし、調査等の一部については、総務大臣においてその内容が当該調査等に相当すると認めた他の認定又は認証をもって当該調査等に代えることができるものとする。

4 総務大臣は、認定をしたときは、その旨を速やかに公示する。

(中略)

(認定の申請)

第11条 申請者は、第1号から第4号までの事項を記載した申請書及び第5号から第9号の文書を総務大臣に提出することとする。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名(注)

(注)いずれも、英語での表記も付すこととする。

二 申請の対象となる業務の名称

三 申請の対象となる業務に係る設備・システムの概要

四 申請の対象となる業務の実施方法

五 申請者が告示第3条第1項第6号の規定に該当しないことを証明した文書

六 定款及び登記事項証明書又はこれらに準ずるもの

七 CP 及び CPS

八 事務取扱要領

九 その他総務大臣が必要と認める文書

(調査の方法)

第12条 実地の調査は、複数人で行う。

(認定の公示)

第13条 認定の公示は、官報への掲載で告示することによって行う。

2 前項の公示は、次の各号に掲げる事項について行う。

一 業務の名称、認定事業者の電子証明書のハッシュ値等の認定業務を特定できる情報

二 法人番号、業務を行う者の名称等(注)の認定業務を実施する者を特定できる情報

(注)業務を行う者の名称等については、英語での表記も付すこととする。

三 その他利用者及び検証者が第7条第1項第9号及び第11号に掲げる検証を適切に行うに当たり必要な情報

3 認定に関する、前項各号を含む事項は、総務省ホームページにも掲載する。

4 e シールの検証に必要な情報については、認定事業者の電子証明書の有効期間満了後も総務省ホームページに掲載する。

【e シール用認証業務の認定に関する規程】

(認定の更新)

第4条 認定は、2年ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によって、その効力を失う。

2 前条第1項から第4項までの規定は、前項の認定の更新に準用する。

3 やむを得ない理由がある場合、前項において準用する前条第2項の規定による申請を受け、総務大臣が認定するまでの間、総務大臣は、当該申請に係る認定の効力を、その認定の有効期間の満了後も存続させることができる。

4 総務大臣は、第 1 項の規定により効力を失った認定業務又は前項の規定により認定の有効期間の満了後も効力を存続させることとした認定業務が生じたときは、その旨を速やかに公示する。

(認定の更新の申請)

第 14 条 認定事業者は、認定の更新を受けようとするときは、現に受けている認定の有効期間が満了する日の 6 月前から 4 月前までに、第 11 条に規定する申請書及び文書を、総務大臣に提出することとする。

2 第 4 条から第 13 条までの規定は、認定の更新に準用する。なお、認定の更新の公示については、総務省のホームページへの掲載によってのみ行う。

(認定効力延長の特例措置)

第 15 条 「やむを得ない理由がある場合」とは、大規模な災害の発生その他認定業務の運営又は社会経済情勢の重大な変化があり、これに対応して認定効力の延長が必要と総務大臣が認める場合に限る。

(失効等の公示)

第 16 条 告示第 4 条第 4 項の失効又は認定効力の延長の公示は、官報への掲載で告示することによって行う。

2 前項の公示は、次の各号に掲げる事項について行う。

一 認定業務の名称、認定事業者の電子証明書のハッシュ値等の失効又は認定効力の延長を行った認定業務を特定できる情報

二 法人番号、認定業務を行う者の名称等(注)の失効又は認定効力の延長を行った認定業務を実施する者を特定できる情報

(注)認定業務を行う者の名称等については、英語での表記も付すこととする。

三 その他利用者及び検証者が第 7 条第 1 項第 9 号及び第 11 号に掲げる検証を適切に行うに当たり必要な情報

3 失効又は認定効力の延長に関する、前項各号を含む事項は、総務省ホームページにも掲載する。

【e シール用認証業務の認定に関する規程】

(変更の認定等)

第 5 条 認定事業者は、認定業務の変更(軽微な変更を除く。)をしようとするときは、あらかじめ、総務大臣の認定を受けなければならない。

2 第 3 条第 1 項から第 4 項までの規定は、前項の変更の認定に準用する。

3 認定事業者は、認定業務を廃止しようとするときは、あらかじめその旨を、e シー

ル用電子証明書の改ざん等に関する検証を適切に行うに当たり必要な情報の継続的な提供その他の利用者及び検証者（利用者から e シールが付与された又は論理的に関連付けられた情報の送信を受け、当該利用者が当該 e シールを付与した又は関連付けたものであることを確認する者をいう。以下同じ。）を保護するために十分な内容を含む終了計画を添えて総務大臣に届け出なければならない。

4 総務大臣は、前項の規定による届出があったときは、その旨を速やかに公示する。

5 第 1 項及び第 3 項の場合において、認定事業者は、利用者及び検証者へ速やかに通知又は連絡するよう努めなければならない。

（軽微な変更）

第 17 条 「軽微な変更」とは、次の各号に掲げるものとする。

一 同一室内における既設の設備・システムと同等以上の性能を有する設備・システムへの変更及びその増設

二 第 13 条第 1 号の事項に係る変更

2 認定事業者は、前項第 2 号の変更があったときは、遅滞なく、次の各号に掲げる事項を記載した文書及び第 11 条第 6 号に規定する文書を総務大臣に届け出ることとする。

一 届出に係る認定業務の名称及び認定事業者の電子証明書のハッシュ値

二 変更前の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名（注）

（注）いずれも、氏名又は名称については、英語での表記も付することとする。

三 変更後の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名（注）

（注）いずれも、氏名又は名称については、英語での表記も付することとする。

四 変更の理由

五 変更しようとする年月日

3 総務大臣は、前項の規定による届出があったとき（前項 2 号の代表者氏名変更を除く）は、その旨を遅滞なく官報への掲載により公示する。

4 第 2 項の規定による届出に関する、同項各号を含む事項は、総務省ホームページにも掲載する。

（変更の認定）

第 18 条 変更（注）の認定を受けようとする者は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書及び第 11 条第 5 号から第 9 号に掲げる文書（直近の認定若しくはその更新又は変更の認定の申請書に添えて提出されたものにつきその内容に変更がある部分に限る。）を総務大臣に提出することとする。

（注）発行者署名符号の更新や新たな作成の場合を含むものとする。

一 申請者の氏名又は名称及び法人にあってはその代表者の氏名

二 申請の対象となる認定業務の名称及び認定事業者の電子証明書のハッシュ値

三 変更の内容

四 変更の理由

五 変更しようとする年月日

2 第4条から第13条までの規定は、変更の認定に準用する。

(廃止の届出)

第19条 認定事業者は、告示第5条第3項に規定する廃止の届出をするときは、あらかじめ次の各号に掲げる事項を記載した届出書に終了計画を添えて総務大臣に提出することとする。

一 届出者の氏名又は名称及び法人にあってはその代表者の氏名

二 届出に係る認定業務の名称及び認定事業者の電子証明書のハッシュ値

三 廃止しようとする年月日

四 廃止の理由

2 終了計画には、第7条第1項第9号及び第11号に掲げる検証の継続に係る事項、発行者署名符号の安全な廃棄及びその過程の記録・報告に関する事項を記載するものとする。

(廃止時の公示)

第20条 告示第5条第4項の廃止の公示は、官報への掲載で告示することによって行う。

2 前項の公示は、次の各号に掲げる事項について行う。

一 認定業務の名称、認定事業者の電子証明書のハッシュ値等の廃止した認定業務を特定できる情報

二 法人番号、認定業務を行う者の名称等(注)の廃止した認定業務を実施する者を特定できる情報

(注)認定業務を行う者の名称等については、英語での表記も付すこととする。

三 その他利用者及び検証者が第7条第1項第9号及び第11号に掲げる検証を適切に行うに当たり必要な情報

3 告示第5条第4項の廃止に関する、前項各号を含む事項は、総務省ホームページにも掲載する。

【e シール用認証業務の認定に関する規程】

(実施状況の報告等)

第8条 認定事業者は、認定業務の運営の適正性について、毎年、自ら（認定業務に直接従事する者を除く。）監査を行い、又は第三者による監査を受け、当該監査の結果を総務大臣に報告しなければならない。

2 総務大臣は、認定制度の適正な運営のために必要があると認めるときは、認定事業者に対し、実地の調査等を行うことができる。

3 総務大臣は、前項の調査等の結果に基づき、認定制度の適正な運営のために必要があると認めるときは、認定事業者に対し、改善その他必要な措置を講ずるよう指導することができる。

4 総務大臣は、前項の規定による指導を行ったときは、その旨を遅滞なく公表する。

(制度の適正な運営のための実地調査等)

第 21 条 総務大臣は、認定制度の適正な運営のために必要があると認めるときは、認定事業者に対し、認定業務等についての説明若しくは資料の提出又はその両方を求めることができる。

2 総務大臣は、前項の説明等の結果、必要があると認めるときは、認定事業者に対し、その営業所、事業所その他の事業場における実地の調査を行うことができる。

3 総務大臣は、前項の実地の調査に係る手数料について、認定事業者に対し、負担を求めることがある。

(指導の公表)

第 22 条 総務大臣による指導の公表は、総務省のホームページへの掲載によって行う。

2 前項の公表は、次の事項について行う。

一 認定業務の名称、認定事業者の電子証明書のハッシュ値等の指導を受けた認定業務を特定できる情報

二 法人番号、認定業務を行う者の名称等(注)の指導を受けた認定業務を実施する者を特定できる情報

(注)認定業務を行う者の名称等については、英語での表記も付すこととする。

三 指導を行った日時及びその内容

四 その他必要な情報

【e シール用認証業務の認定に関する規程】

(認定の取消し)

第 9 条 (中略)

2 総務大臣は、前項の規定により認定を取り消したときは、その旨を速やかに公示する。

(認定の取消しの公示)

第 23 条 認定の取消しの公示は、官報への掲載で告示することによって行う。

2 前項の公示は、次の各号に掲げる事項について行う。

一 認定業務の名称、認定事業者の電子証明書のハッシュ値等の認定の取消しを受けた認定業務を特定できる情報

二 法人番号、業務を行う者の名称等(注)の認定の取消しを受けた業務を実施する者を特定できる情報

(注)認定業務を行う者の名称等については、英語での表記も付すこととする。

三 その他利用者及び検証者が第7条第1項第9号及び第11号に掲げる検証を適切に行うに当たり必要な情報

3 認定の取消しに関する、前項各号を含む事項は、総務省ホームページにも掲載する。

【e シール用認証業務の認定に関する規程】

(承継)

第10条(中略)

2 前項の規定により認定事業者の地位を承継した者は、その旨を総務大臣に遅滞なく報告しなければならない。

3 総務大臣は、前項の規定による報告を受けたときは、その旨を遅滞なく公示する。

(譲渡による承継の報告)

第24条 認定事業者の地位を承継しようとするとき(認定業務を行う事業(以下「事業」という。)の譲渡による場合に限る。)は、認定事業者の地位を承継した者は次に掲げる事項を記載した文書を総務大臣に提出して報告を行うものとする。

一 譲渡人及び譲受人の氏名(譲渡人又は譲受人が法人又は団体であるときは、その名称及び代表者の氏名)及び住所並びに承継される認定事業者の電子証明書のハッシュ値

二 譲受人が事業を譲り受ける年月日

三 事業の譲渡し又は譲受けの理由

四 認定事業者の地位の承継を必要とする理由

五 譲渡に係る認定業務の名称及び内容並びに当該業務に係る設備・システムの概要

六 譲受人が告示第3条第1項第6号の規定に該当しないことの証明

2 前項の文書には、次に掲げる文書を添付するものとする。

一 事業の譲渡に関する契約書の写し

二 譲受人が法人であるときは、その定款又は寄附行為及び登記事項証明書(譲受人が法人でないときは、これらに準ずるもの)

三 譲受人が定めるCP及びCPS

四 利用者及び検証者が第7条第1項第9号及び第11号に掲げる検証を適切に行うに当たり必要な情報

(相続による承継の報告)

第25条 認定事業者の地位を承継しようとするとき(相続による場合に限る。)は、認定事業者の地位を承継した者は次に掲げる事項を記載した文書を総務大臣に提出して報告を

行うものとする。

- 一 相続人及び被相続人の氏名（相続人が法人又は団体であるときは、その名称及び代表者の氏名）及び住所並びに承継される認定事業者の電子証明書のハッシュ値
- 二 相続人が事業を相続する年月日
- 三 事業の相続の理由
- 四 認定事業者の地位の承継を必要とする理由
- 五 相続に係る認定業務の名称及び内容並びに当該業務に用いられる設備・システムの概要
- 六 相続人が告示第3条第1項第6号の規定に該当しないことの証明

2 前項の文書には、次に掲げる文書を添付するものとする。

- 一 事業の相続に関する契約書の写し
- 二 相続人が法人であるときは、その定款又は寄附行為及び登記事項証明書（相続人が法人でないときは、これらに準ずるもの）
- 三 相続人が二人以上ある場合において、認定事業者の地位を承継すべき相続人を定めたときは、他の相続人がこれを同意した事実を証する文書
- 四 相続人が定める CP 及び CPS
- 五 利用者及び検証者が第7条第1項第9号及び第11号に掲げる検証を適切に行うに当たり必要な情報

（合併又は分割による承継の報告）

第26条 認定事業者の地位を承継しようとするとき（合併又は分割による場合に限る。）

は、認定事業者の地位を承継した者は次に掲げる事項を記載した文書を総務大臣に提出して報告を行うものとする。

- 一 合併又は分割当事者の名称、住所及び代表者の氏名並びに承継される認定事業者の電子証明書のハッシュ値
- 二 合併後存続する法人若しくは合併により設立される法人又は分割により認定業務を承継する法人の予定する名称、住所及び代表者の氏名
- 三 合併又は分割決議年月日及び合併又は分割がその効力を生ずる予定年月日
- 四 合併又は分割の理由
- 五 認定事業者の地位の承継を必要とする理由
- 六 承継に係る認定業務の名称及び内容並びに当該業務に係る設備・システムの概要
- 七 認定事業者の地位を承継した者が告示第3条第1項第6号の規定に該当しないことの証明

2 前項の文書には、次に掲げる文書を添付するものとする。

- 一 合併契約書又は分割計画書若しくは分割契約書の写し
- 二 株主総会又は社員総会の決議録、無限責任社員又は総社員の同意書その他合併又は分

割に関する意思決定を証するに足る文書

三 合併後存続する法人若しくは合併により設立される法人又は分割により認定業務を承継する法人の定款又は寄附行為の案

四 合併後存続する法人若しくは合併により設立される法人又は分割により認定業務を承継する法人が定める CP 及び CPS

五 利用者及び検証者が第 7 条第 1 項第 9 号及び第 11 号に掲げる検証を適切に行うに当たり必要な情報

3 認定事業者の地位を承継した者は、設立登記又は変更登記を完了したときは、直ちにその登記事項証明書を総務大臣に提出することとする。

(承継の公示)

第 27 条 告示第 10 条第 3 項の承継の公示は官報への掲載で告示することによって行う。

2 前項の公示は、次の各号に掲げる事項について行う。

一 認定業務の名称、認定事業者の電子証明書のハッシュ値等の認定事業者の地位を承継した業務を特定できる情報

二 法人番号、認定業務を行う者の名称等(注)の認定事業者の地位を承継した認定業務を実施する者を特定できる情報

(注)認定業務を行う者の名称等については、英語での表記も付すこととする。

三 その他利用者及び検証者が第 7 条第 1 項第 9 号及び第 11 号に掲げる検証を適切に行うに当たり必要な情報

3 承継に関する、前項各号を含む事項は、総務省ホームページにも掲載する。

【e シール用認証業務の認定に関する規程】

(報告義務等)

第 11 条 認定事業者は、認定業務の確実性又は安定性を損なうおそれがある事態が発生した場合は、速やかに総務大臣へその旨を通知するとともに、必要な対処を行い、その経過を報告しなければならない。

2 前項の場合において、認定事業者は、速やかに利用者及び検証者への通知又は連絡に努めなければならない。

(中略)

(通知等を要する緊急事態)

第 28 条 「認定業務の確実性又は安定性を損なうおそれがある事態」とは、次の各号に掲げるものとする。

一 認定業務で用いる発行者署名符号又は暗号アルゴリズムの危殆化が発覚する事態

二 認定業務で用いる暗号アルゴリズムの危殆化が有効期間内に予測される事態

三 認定業務に係る設備・システムの重大な故障、自然災害又はセキュリティ事故等の発生により当該認定業務の運営に大きな影響を与える可能性がある事態

四 その他 e シール用電子証明書を発行する当該認定業務の全部又は一部の提供を停止又は品質を低下させる事態

(緊急時の利用者等への通知又は連絡)

第 29 条 認定業務の確実性又は安定性を損なうおそれがある事態が発生又は発覚した場合の利用者及び検証者への通知又は連絡は、電話や電子メール、ホームページ等の日常的に利用でき、かつ広く周知を図ることができる方法により行うものとする。

2 通知又は連絡の内容については、事態への対処状況又はその方針についても含むこととする。

【e シール用認証業務の認定に関する規程】

(指定調査機関による調査等)

第 12 条 (中略)

5 総務大臣が第 1 項の規定により指定調査機関に調査等又は確認の全部又は一部を行わせることとしたときは、認定若しくはその更新若しくは変更の認定を受けようとする者、第 8 条第 2 項の規定による調査等の対象となる者又は監査の結果の報告を行う者は、総務大臣の確認を受けて指定調査機関が定める手数料を指定調査機関に納めなければならない。

6 指定調査機関は、第 3 項の申請若しくは調査等又は第 4 項の提出に係る確認を行ったときは、当該調査等又は確認に関する帳簿書類を作成し、これを保存しなければならない。

7 指定調査機関は、第 3 項の申請若しくは調査等又は第 4 項の提出に係る確認を行ったときは、遅滞なく、当該調査等又は確認の結果を総務大臣に通知しなければならない。

(指定調査機関が行う調査等又は確認に係る手数料の額の確認)

第 30 条 総務大臣の確認を受けようとする指定調査機関は、手数料の額及び告示第 3 条第 3 項 (告示第 4 条第 2 項及び告示第 5 条第 2 項において準用する場合を含む。) 及び告示第 8 条第 2 項の規定による調査等 (以下単に「調査等」という。) 又は告示第 8 条第 1 項の規定による監査報告の確認 (以下単に「確認」という。) の業務の実施に要する費用の額に関し、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を総務大臣に提出することとする。手数料の額の変更の確認を受けようとするときも、同様とする。

一 総務大臣の確認を受けようとする者の氏名又は名称及び法人にあつては代表者の氏名

二 総務大臣の確認を受けようとする手数料及びその額を算出する基礎となる人件費、

事務費その他の経費、旅費（鉄道賃、船賃、航空賃及び車賃をいう。）、日当及び宿泊料の額

三 総務大臣の確認を受けようとする手数料の額の算出方法

2 総務大臣は、次の各号のいずれにも適合することを確認する。

- 一 手数料の額が当該調査等又は確認の業務の適正な実施に要する費用の額を超えないこと。
- 二 特定の者に対して不当な差別的取扱いをするものでないこと。

（指定調査機関が行う調査等又は確認に関する帳簿書類）

第 31 条 指定調査機関が行う調査等又は確認に関する帳簿書類に記載する事項は、次のとおりとする。

- 一 調査の申請若しくは監査の報告をした者又は委任された告示第 8 条第 2 項の調査等の対象となる者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名(注)
(注)第三者による監査を行った場合は、監査を行った者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名も記載することとする。
- 二 調査の申請、調査等の委任又は確認の委任を受けた年月日
- 三 調査の申請、調査等の委任又は確認の委任に係る認定業務
- 四 調査等又は監査及びその確認を行った年月日
- 五 調査等又は確認を行った者の氏名
- 六 調査等又は確認の概要及び結果
- 七 調査等又は確認の結果の通知年月日

2 第 1 項で定める帳簿書類は、調査等又は確認の業務を行う事務所ごとに作成して備え付け、記載の日から 10 年間保存することとする。

（通知義務）

第 32 条 総務大臣に対して行う通知は、次の事項について行うものとする。

- 一 調査の申請若しくは監査の報告をした者又は委任された告示第 8 条第 2 項の調査等の対象となる者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名(注)
(注)確認の対象となる者と監査を行った者が異なる場合は、監査を行った者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名も記載することとする。
- 二 調査の申請、調査等の委任又は確認の委任に係る業務
- 三 調査等又は確認の概要及び結果

【e シール用認証業務の認定に関する規程】

（調査機関の指定）

第 13 条 前条第 1 項の規定による指定（以下単に「指定」という。）は、調査等及び確

認の業務を行おうとする者（外国にある事務所により行おうとする者を除く。）の申請により行う。なお、申請時には第 20 条に規定する調査業務規程を総務大臣に提出しなければならない。

（調査機関の指定）

第 33 条 調査機関の指定に係る申請をしようとする者は、次の事項を記載した申請書を総務大臣に提出することとする。

- 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名
- 二 調査等及び確認の業務を行おうとする事務所の所在地
- 三 調査等及び確認の業務を開始しようとする年月日

2 前項の申請書には、次に掲げる文書を添えることとする。

- 一 定款及び登記事項証明書又はこれらに準ずるもの
- 二 最近の事業年度における財産目録及び貸借対照表又はこれらに準ずるもの
- 三 申請の日を含む事業年度及び翌事業年度における事業計画書及び収支予算書で調査等及び確認の業務に係る事項と他の業務に係る事項とを区分したもの
- 四 調査機関の指定に係る申請をしようとする者が告示第 14 条各号の規定に該当しないことを説明した文書
- 五 次の事項を記載した文書
 - イ 調査機関の指定に係る申請をしようとする者が法人である場合には、役員の氏名及び略歴並びに法人の種類に応じて次条に掲げる構成員の氏名又は名称
 - ロ 組織及び運営に関する事項
 - ハ 指定の申請に係る調査等及び確認の業務と類似する業務の実績
 - ニ 調査等及び確認の業務以外の業務を行っている場合には、その業務の種類及び概要
 - ホ 調査等及び確認の業務の実施に関する計画
 - ヘ 調査等及び確認を行う者の氏名及び経歴
 - ト その他参考となる事項

（構成員）

第 34 条 構成員は、次の各号に掲げる法人の種類ごとに、それぞれ当該各号に掲げるものとする。

- 一 一般財団法人 評議員
- 二 一般社団法人 社員
- 三 株式会社 発行済株式総数の 100 分の 5 以上の株式を有する株主
- 四 持分会社（会社法（平成 17 年法律第 86 号）第 575 条第 1 項に規定する持分会社をいう。） 社員

五 その他の法人 当該法人の種類に応じて前各号に掲げる者に準ずるもの

【e シール用認証業務の認定に関する規程】

(指定の基準)

第15条 総務大臣は、指定の申請が次の各号に掲げる要件のいずれにも適合すると認められるときには、その指定を行うことができる。

- 一 調査等及び確認の業務を適確かつ円滑に実施するに足る経理的基礎及び技術的能力その他の能力を有すること。**
- 二 法人にあっては、その役員又は構成員の構成が調査等及び確認の業務の公正な実施に支障を及ぼすおそれがないものであること。**
- 三 調査等及び確認の業務以外の業務を行っている場合には、その業務を行うことによって調査及び確認の業務が不公正になるおそれがないものであること。**
- 四 その指定をすることによって調査等及び確認の業務の適確かつ円滑な実施を阻害することとならないこと。**

(経理的基礎及び技術的能力その他の能力)

第 35 条 調査等及び確認の業務を適確かつ円滑に実施するに足る経理的基礎及び技術的能力その他の能力について、指定を受けようとする者は、次の各号の要件を満たすこととする。

- 一 継続的な債務超過がないなど、調査等及び確認の業務の継続的かつ安定した遂行が担保できること。
- 二 情報処理システムの開発若しくは運用又は情報処理システム若しくは情報通信ネットワークの監査若しくは安全性調査の経験を有すること。
- 三 e シールに関する国際標準並びに国内外の動向及び認証業務の運用（個人情報をはじめとする重要な情報の取扱いを含む）に関する知識又は経験を有すること。
- 四 前 2 号の要件を満たす十分な数の要員を雇用するなど、組織構成が調査等及び確認の業務の継続的かつ安定した遂行が担保できるものであること。
- 五 調査等及び確認の業務に係る技術面での研究を十分に積み、今後の技術の進展に対応して適確かつ円滑に調査等及び確認の業務を遂行することができること。
- 六 調査等及び確認の業務に使われる設備・システムが適切な技術的能力を有すること。

(役員又は構成員の構成)

第 36 条 役員の構成が調査等及び確認の業務の公正な実施に支障を及ぼすおそれがある場合とは、例えば役員が認定業務若しくは当該業務に関する認定の取得若しくは維持のためのコンサルティング業務を行う法人又は認定業務に出資している法人の役職員で占められている場合をいう。

2 構成員の構成が調査等及び確認の業務の公正な実施に支障を及ぼすおそれがある場合とは、例えば次の各号に掲げる場合をいう。

一 指定を受けようとする者が一般社団法人又は持分会社のときは、役員が認定業務若しくは当該業務に関する認定の取得若しくは維持のためのコンサルティング業務を行う法人又は認定業務に出資している法人の役職員で占められている場合。

二 指定を受けようとする者が一般財団法人のときは、評議員が認定業務若しくは当該業務に関する認定の取得若しくは維持のためのコンサルティング業務を行う法人又は認定業務に出資している法人の役職員で占められている場合。

三 指定を受けようとする者が株式会社のときは、認定業務若しくは当該業務に関する認定の取得若しくは維持のためのコンサルティング業務を行う法人又は認定業務に出資している法人が、指定を受けようとする者の発行済株式総数の 100 分の 5 以上の株式を有している場合。

四 指定を受けようとする者がその他の法人のときは、当該法人の種類に応じて前各号に準ずる者が、認定業務若しくは当該業務に関する認定の取得若しくは維持のためのコンサルティング業務を行う法人又は認定業務に出資している法人の役職員で占められている場合。

(調査等及び確認の業務以外の業務)

第 37 条 調査等及び確認の業務以外の業務を行うことによって調査等及び確認の業務が不公正になるおそれがある場合とは、例えば次の各号に掲げる業務を行う、又は行うことを計画している場合をいう。

一 認証業務

二 業務に関する認定の取得又は維持のためのコンサルティング業務

三 前 2 号の業務を行う者に対する出資

2 調査等及び確認の業務が不公正になるおそれがないものであるためには、調査等及び確認の業務とこれ以外の活動とを区別する方針及び手順を有することを要する。

【e シール用認証業務の認定に関する規程】

(指定の公示等)

第 16 条 総務大臣は、指定をしたときは、その旨を速やかに公示する。

2 指定調査機関は、調査等及び確認の業務の変更（別に定める軽微な変更を除く。）をしようとするときは、あらかじめ、総務大臣に届け出なければならない。

3 総務大臣は、前項の規定による届出があったときは、その旨を速やかに公示する。

(指定の公示)

第 38 条 指定の公示は、官報への掲載で告示することによって行う。

- 2 前項の公示は、次の各号に掲げる事項について行う。
 - 一 指定調査機関の名称、住所、調査等の業務を行う事務所の所在地及び法人番号
 - 二 その他総務大臣が認定制度の適正な運営のために必要と認める情報
- 3 指定に関する、前項各号を含む事項は、総務省ホームページにも掲載する。

(変更の届出)

- 第39条 指定調査機関は、告示第15条各号、第34条第1項第1号若しくは第2号又は同条第2項第5号ニの内容を変更しようとするときは、変更しようとする日の2週間前までに、次の各号に掲げる事項を記載した届出書を総務大臣に届け出ることとする。
- 一 届出者の氏名又は名称及び法人にあつては代表者の氏名
 - 二 変更の内容
 - 三 変更の理由
 - 四 変更しようとする年月日
- 2 指定調査機関は、第34条第2項第5号イ又はハの内容に係る変更をしようとするときは、遅滞なく、次の各号に掲げる事項を記載した届出書を総務大臣に届け出ることとする。
- 一 届出者の氏名又は名称及び法人にあつては代表者の氏名
 - 二 変更の内容
 - 三 変更の理由
 - 四 変更しようとする年月日
- 3 「軽微な変更」とは、その変更をすることによって調査等及び確認の業務の適確かつ円滑な実施を阻害するおそれがないものとする。

(指定調査機関に係る変更の公示)

- 第40条 前条第1項又は第2項の届出による変更の公示は、官報への掲載で告示することによって行う。
- 2 前項の公示は、次の各号に掲げる事項について行う。
 - 一 指定調査機関の名称
 - 二 変更の内容
 - 三 その他総務大臣が認定制度の適正な運営のために必要と認める情報
 - 3 前条第1項又は第2項の届出による変更に関する、前項各号を含む事項は、総務省ホームページにも掲載する。

【e シール用認証業務の認定に関する規程】

(指定の更新)

第17条 指定は、5年ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によって、その効力を失う。

2 第13条から前条第1項までの規定は、前項の指定の更新に準用する。

(指定の更新)

第41条 第33条から第38条までの規定は、指定の更新に準用する。

【e シール用認証業務の認定に関する規程】

(調査等の義務)

第19条 指定調査機関は、調査等又は確認を行うべきことを求められたときは、正当な理由がある場合を除き、遅滞なく、調査等又は確認を行わなければならない。

(調査等又は確認の所要期間)

第42条 指定調査機関は、調査等又は確認の業務の所要期間について、当該調査等又は確認の業務の内容や緊急性を十分に考慮することとする。

【e シール用認証業務の認定に関する規程】

(調査業務規程)

第20条 指定調査機関は、調査等及び確認の業務に関する規程（以下「調査業務規程」という。）を定め、総務大臣に提出しなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

(調査業務規程の記載事項)

第43条 調査業務規程には、次の各号に掲げる内容を含むこととする。

- 一 調査等及び確認の業務を行う時間及び休日に関する事項
- 二 調査等及び確認の業務を行う事務所に関する事項
- 三 調査等及び確認の業務の実施方法に関する事項
- 四 手数料の収納に関する事項
- 五 調査等及び確認を行う者の選任及び解任並びにその配置に関する事項
- 六 調査等及び確認の業務に関する秘密の保持に関する事項
- 七 調査等及び確認の業務に関する帳簿書類その他の文書の管理に関する事項
- 八 会計処理に関する事項
- 九 事業報告書の公開等に関する事項
- 十 前各号に掲げるもののほか、調査等及び確認の業務の実施に関し必要な事項

【e シール用認証業務の認定に関する規程】

(業務の休廃止)

第22条 指定調査機関は、調査等又は確認の業務の全部又は一部を休止又は廃止しよう

とすることは、あらかじめ、総務大臣の確認を求めなければならない。

2 総務大臣は、前項の規定による届出があったときは、その旨を速やかに公示する。

(調査等又は確認の業務の休廃止の申請)

第44条 指定調査機関は、調査等又は確認の業務の休止又は廃止が認定制度の適正な運営に支障を及ぼさないことについて、総務大臣の確認を求めるときは、次の事項を記載した申請書を総務大臣に提出することとする。

- 一 業務を休止又は廃止しようとする者の氏名又は名称及び法人にあっては代表者の氏名
- 二 業務を休止又は廃止しようとする年月日及び休止しようとする場合はその期間
- 三 業務の休止又は廃止の理由

(調査等又は確認の業務の休廃止の公示)

第45条 指定調査機関の業務の休止又は廃止の公示は、官報への掲載で告示することによって行う。

2 前項の公示は、次の各号に掲げる事項について行う。

- 一 指定調査機関の名称
- 二 その他総務大臣が、認定制度の適正な運営のために必要と認める情報

3 指定調査機関の業務の休止又は廃止に関する、前項各号を含む事項は、総務省ホームページにも掲載する。

【e シール用認証業務の認定に関する規程】

(指定の取消し等)

第23条 総務大臣は、指定調査機関が次の各号のいずれかに該当するときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて調査等若しくは確認の業務の全部若しくは一部の停止を要請することができる。

- 一 第12条第6項若しくは第7項、第16条第2項、第18条又は第19条の規定に違反したとき。
- 二 第14条第1号又は第3号に該当するに至ったとき。
- 三 第20条の規定による調査業務規程によらないで調査等又は確認の業務を行ったとき。
- 四 第20条の提出を行わずに調査業務規程を変更したとき。
- 五 第21条第2項の規定による要請を受けたにも関わらず、一定期間を経ても適合しない状態が続いているとき。
- 六 前条第一項の確認を行わずに調査等又は確認の業務の全部又は一部を休止又は廃止したとき。

七 不正の手段により指定を受けたとき。

2 総務大臣は、前項の規定により指定を取り消し、又は調査等又は確認の業務の全部又は一部の停止を要請したときは、その旨を速やかに公示する。

(指定の取消し等の公示)

第 46 条 指定の取消し又は調査等若しくは確認の業務の全部若しくは一部の停止の要請の公示は、官報への掲載で告示することによって行う。

2 前項の公示は、次の各号に掲げる事項について行う。

- 一 指定調査機関の名称及び住所並びに調査等の業務を行う事務所の所在地
- 二 (調査等又は確認の業務の一部の停止を要請した場合) 停止を要請した業務の内容
- 三 その他総務大臣が、認定制度の適正な運営のために必要と認める情報

3 指定の取消し又は調査等若しくは確認の業務の全部若しくは一部の停止の要請に関する、前項各号を含む事項は、総務省ホームページにも掲載する。

【e シール用認証業務の認定に関する規程】

(総務大臣による調査等又は確認の業務の実施)

第24条 総務大臣は、指定調査機関が第22条第1項の規定により調査等若しくは確認の業務の全部若しくは一部を休止した場合、前条第一項の規定により指定調査機関に対し調査等若しくは確認の業務の全部若しくは一部の停止を要請した場合又は指定調査機関が天災その他の事由により調査等若しくは確認の業務の全部若しくは一部を実施することが困難となった場合において、必要があると認めるときは、第12条第2項の規定にかかわらず、調査等又は確認の業務の全部又は一部を自ら行うものとする。

2 総務大臣は、前項の規定により調査等若しくは確認を行うこととし、又は同項の規定により行っている調査等若しくは確認を行わないこととするときは、あらかじめ、その旨を公示する。

(総務大臣による調査等又は確認の業務の実施等の公示)

第 47 条 総務大臣による調査等又は確認の業務の実施又は非実施の公示は、官報への掲載で告示することによって行う。

2 前項の公示は、次の各号に掲げる事項について行う。

- 一 総務大臣が調査等又は確認の業務を行う、又は行わない理由
- 二 その他総務大臣が、認定制度の適正な運営のために必要と認める情報

3 総務大臣による調査等又は確認の業務の実施又は非実施に関する、前項各号を含む事項は、総務省ホームページにも掲載する。

(検討)

第 48 条 総務大臣は電子署名及び認証業務に関する法律（平成十二年法律第百二号）及びその関係規程の改正状況並びに e シールを取り巻く社会経済情勢の変化等を勘案し、認証業務の認定の在り方について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。